

「愛宕神社（大田原市美原3丁目）敷地の草を処理してほしい、また、付近の十字路に信号機を設置してほしい」とのお問い合わせについて回答いたします。

令和2年9月3日 掲示

愛宕神社内の草の処理につきまして、現地を確認したところ、敷地内に草が繁茂しており、自動車を運転される方の視界の妨げとなるため、土地の所有者に対し、道路課から連絡をいたします。

また、愛宕神社付近の十字路につきましては、交通事故が多発していることから、注意喚起のため一時停止を促す看板を設置するとともに、大田原警察署に対し、信号機設置の要望書を提出いたしました。今後も、信号機設置の担当である大田原警察署と連携を取りながら交通事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【回答に関する問い合わせ先】

- ・愛宕神社敷地内の草の処理について

建設水道部 道路課 維持係 TEL：0287（23）8717

- ・十字路への信号機の設置について

総合政策部 危機管理課 地域安全係 TEL：0287（23）9301

令和2年9月3日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700